

常用薬投薬依頼書

社会福祉法人 聖愛会 クレイシユ保育園 園長殿

別添の関連書類の通り医師の指示・処方を受けました。つきましては、薬の取り扱いについて（投薬等）及び投薬依頼の注意事項を確認した上、約束を厳守致しますので、貴園での投薬を依頼いたします。

依頼先		社会福祉法人 聖愛会 クレイシユ保育園						
依頼者氏名		保護者 印 児童 男・女						
主治医		主治医名						
		医療機関名						
病名（症状）								
薬を処方された日		年 月 日 日分						
薬の種類		粉薬	内容（ ）・（ ）包					
		粉薬	内容（ ）・（ ）包					
		水薬	内容（ ）・（ ）個					
		錠剤	内容（ ）・（ ）錠					
		軟膏	内容（ ）・（ ）個					
		点眼薬	内容（ ）・（ ）個					
		点鼻薬	内容（ ）・（ ）個					
		座薬	内容（ ）・（ ）個					
		吸入薬	内容（ ）・（ ）個					
		湿布	内容（ ）・（ ）枚					
投薬時間帯		昼食前・昼食後・その他（ ）						
薬の使用方法 注意事項								
<input type="checkbox"/> 依頼書		<input type="checkbox"/> 処方箋		<input type="checkbox"/> 名前確認		<input type="checkbox"/> 薬確認 (内容・量)		<input type="checkbox"/> 投薬時間
確認印		確認印		確認印		確認印		:

薬の取り扱いについて(投薬等)

投薬は「医療行為」に位置づけられており、原則的には園で薬を取り扱う事は出来ません。お子様に投薬が必要な場合は、保護者の方が来園し投薬していただきます。しかし、やむを得ない理由で投薬出来ない場合は保護者と園側で話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって投与致します。但し、投薬を園に依頼する場合は「投薬依頼書」、「処方箋」の提出をお願いします。また、登園時に投薬の依頼がある旨をお知らせいただくと共におたより帳への投薬依頼の記入も併せてお願い致します。尚、「投薬依頼書」に記入漏れがあった場合は投薬出来ませんのでご了承下さい。

投薬依頼の注意事項

①投薬可能な薬はお子様を診察した医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の個人的な判断で持参した薬は投薬出来ませんのでご了承願います。

例：医師から処方された粉薬・液体薬・錠剤 ⇒ ○

医師から処方された湿布・軟膏 ⇒ ○

例：ドラックストアなどで購入した風邪薬・胃腸薬 ⇒ ×

市販のハンドクリーム・リップクリーム・日焼け止め・虫よけ ⇒ ×

例：「以前に同じ様な症状の時にもらった薬が残っていたので」という薬 ⇒ ×

※医療機関から処方された薬であっても、処方日時と日数を確認し、該当しない場合は投薬出来ません。

②座薬の使用は原則として行いません。但し、やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付していただきます。尚、使用の際はその都度保護者に連絡し、了承の上、投与と致します。座薬を家庭で使用した事がない場合及び座薬の内容・分量の変更があってから家庭での使用がない場合)も対応致しかねます。

③「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」という様に症状を判断して投与しなければならない場合は、園としては判断できかねますので、その都度保護者様に連絡させていただきますのでご了承願います。

④慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など、治療に長期間を要する病気）の日常における投薬や処置については、厚生労働省による「保育所保育指針」によって、主治医または嘱託医の指示に従うと共に相互連携が必要となりますのでご相談下さい。

投薬依頼時に持参する薬について及び留意事項

A. 薬は1回分ずつ（当日分のみ）に分けて、日にち、名前、食前・食後の記入をして持参下さい。※液体薬も必ず1回分を別容器に入れて下さい。

B. 「投薬依頼書」に漏れなく記入し、「処方箋」（薬剤情報提供書）のコピーを添付して下さい。また、登園時に投薬の依頼がある旨をお知らせいただくと共におたより帳への投薬依頼の記入も併せてお願い致します。

C. 一日3回飲む薬については、次の服用まで4時間以上あける目安があります。保育園では12時～13時に給食を食べ终わりますので、朝8時前には1回目の薬の服用を済ませる様にお願い致します。

※薬の処方においては、お子様が保育園に在園中である事と保育時間並びに保育園では原則として、薬の投与・使用が出来ない事をお伝えしていただき、なるべく朝・夕の2回で済む様に主治医にご相談願います。